

基本制度部会とりまとめ（概要案）

建築士試験の受験資格の見直しについて

1. 学歴要件の見直し（建築に関する指定科目の設定）について

1) 基本的考え方

- 指定科目を履修することで、建築士の独占業務である設計・工事監理を行うために必要な知識が得られるようなものとすべき。一方で、建築教育の実態に過度に制約を加えることのないように留意。

2) 建築に関する指定科目

- 建築に関する各分野ごとに必要単位をバランスよく取得するよう、建築に関する指定科目を設定すべき。

3) 指定科目の具体的内容

- 広く工学全般を対象とするような基礎科目（例：数学、物理学、電気工学）は指定科目の対象としないこととすべき。

4) 指定科目の確認の方法

- （財）建築技術教育普及センター等が事前に大学等から取り寄せたシラバスをチェックすることを検討すべき。
- 大学等が各々の受験生に関し、指定科目の履修を証明した履修証明証を発行する方向で検討すべき。

2. 実務経験要件について

1) 基本的考え方

- 設計・工事監理に際し、意匠・構造・設備等の専門別の業務を理解し、指示し、まとめあげ、チェックできる能力が獲得できる実務経験とすべき。

2) 実務経験の具体的内容

- 「設計図書・施工図等の図書と密接に関わりを持ちつつ、建築物全体を取りまとめる又は建築物全体と各部の整合や建築関係法規の整合を確認するような業務」を認めるべき。具体的には、以下の取扱いとすべき。
 - ・ 営繕業務や建築確認に関する業務は実務経験として認める。
 - ・ 設計図書・施工図等と密接に関わりを持ちつつ建築物全体をとりまとめる建築工事や大工工事における施工管理に関する業務は実務経験として認める。

- ・ 建築士のその他業務のうち、建築工事の指導監督、耐震診断等に関する業務は実務経験として認める。
- ・ 大学院において、設計・工事監理に関する業務についての実務訓練と同等となる内容を充足している教育を受ける場合等に限り、これを実務経験として認める
- ・ いわゆる各種工事の施工管理や図書と密接な関わりを持たない営業等の業務、都市計画行政や建築に関する研究・教育の経験等は実務経験とは認めない。

3) 実務経験の確認の方法

申込時の対面審査を維持しつつ、追加的に管理建築士等の証明を要件とすべき。

3. 専門能力を有する技術者の受験資格見直しについて

建築設備士について、二級建築士と同等の能力を有する者として、4年の実務経験を要件として、一級建築士の受験資格を付与すべき。

講習制度について

1. 講習の基本的枠組みについて

- 全ての講習について、講義と修了考査を併せて実施すべき。
- 登録講習機関ごとの講習水準を適切に確保するため、省令に規定する講習事務の実施基準等において、詳細に規定を行うべき。

2. 建築士の定期講習について

1) 講義・修了考査

- 講義・修了考査については、以下の方向で整理すべき。
 - ・ 1日間の講習とする（講義5時間程度、修了考査1時間程度）。
 - ・ 講義内容は告示等で明確化。
 - ①法令に関する科目（建築基準法・建築士法等の近年の改正内容等）、
 - ②設計及び工事監理に関する科目（最新の建築技術、設計・工事監理の実務の動向、建築物の事故事例、処分事例及びこれを踏まえた職業倫理等）
 - ・ 1時間程度の○×方式の修了考査を実施。
 - ・ 修了考査問題は、講義内容に応じバランスよく出題。

2) 登録講習機関の実施体制等

- 建築士を含む合議制の機関を設置し、修了考査問題の作成・結果の判定を実施すべき。
- 年間に複数回、講習を実施する場合に、修了考査問題をストックさせることを検討すべき。

- 講習教材、修了審査問題、修了審査の合格基準点等を公表すべき。

3. 構造／設備設計一級建築士講習について

1) 講義・修了審査

- 講義・修了審査については、以下の方向で整理すべき。

- ・ 3日～4日程度の講習とする（講義2日～3日程度、修了審査1日程度）。
- ・ 講義内容は告示等で明確化。
 - ① 構造／設備関係規定に関する科目（建築基準法等の法規、法適合性確認等）
 - ② 構造／建築設備に関する科目（設計実務、建築物の事故事例及びこれを踏まえた職業倫理等）
- ・ 構造は、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造等に関し全般的に講義を実施。設備は、空調・換気設備、給排水衛生設備、電気設備等に関し全般的に講義を実施。
- ・ 1日程度の修了審査を実施。択一方式、記述方式、図面作成等により判定。
- ・ 修了審査に合格できなかった者は、再度、その講義・修了審査を受ける。

2) 登録講習機関の実施体制等

- 建築士を含む合議制の機関を設置し、修了審査問題の作成・結果の判定を実施すべき。

- 修了審査の基準を作成すべき。

3) 実務経験審査

- 設計を行った建築物ごとに、その内容を提出させる等により確認すべき。

- 建築物ごとの実務経験について、第三者が証明することとすべき

4) 同等認定

- 実務経験や講習受講に関して、同等認定を行うべき。

- ・ 建築設備士が建築士に対し意見を述べる実務経験を、建築士が設備設計を行う実務経験と同等認定。
- ・ 「構造計算適合性判定資格者」について、実務経験の状況を考慮したうえで、構造設計一級建築士講習のうち、職業倫理等に関する講義のみを受講することとし、その他の講義・修了審査を免除する。
- ・ 「建築設備士」について、実務経験の状況を考慮したうえで、設備設計一級建築士講習のうち、設備設計に関連する講義・修了審査の部分を免除。

5) みなし講習の活用など弾力的な取扱い

- いわゆる「みなし講習」を活用するなどにより、新たな制度に円滑に移行できるよう、必要な技術者の確保に十分配慮すべき。
- 「みなし講習」においては技術者のレベルが担保される範囲で、弾力的な対応を検討すべき。

4. 構造／設備設計一級建築士定期講習について

1) 講義・修了考査

○ 講義・修了考査については、以下の方向で整理すべき。

- ・ 1日間の講習（講義5時間程度、修了考査1時間程度）とする。
- ・ 講義内容は、告示等で明確化。
 - ① 構造／設備関係規定に関する科目（関係規定の近年の改正内容等）
 - ② 構造／設備設計に関する科目（最新の建築技術、設計・工事監理の実務の動向、建築物の事故事例、処分事例及びこれを踏まえた職業倫理等）
- とし、具体的な内容は告示等で明確化する。
- ・ 1時間程度、択一方式又は○×方式の修了考査を実施。

（登録講習機関の実施体制等）

○ 建築士を含む合議制の機関を設置し、修了考査問題の作成・結果の判定を実施すべき。

○ 修了考査の基準を作成すべき。

5. 管理建築士講習について

1) 講義・修了考査

○ 講義・修了考査については、以下の方向で整理すべきである。

- ・ 1日間の講習とする（講義5時間程度、修了考査1時間程度）。
- ・ 講義内容は、告示等で明確化。
 - ① 関係法令に関する科目（建築士法等）
 - ② 建築物の品質管理に関する科目（業務の進め方や管理方法、経営管理、紛争防止等）
- ・ 1時間程度の○×方式の修了考査を実施。
- ・ 修了考査問題は、講義内容に応じバランスよく出題。
- ・ 修了考査に合格できなかった者は、再度、講義・修了考査を受ける。

2) 登録講習機関の実施体制等

- 建築士を含む合議制の機関を設置し、修了考査の作成・結果の判定を実施すべき。
- 年間に複数回、講習を実施する場合に、修了考査問題をストックさせることを検討すべき。
- 講習教材、修了考査問題、修了考査の合格基準点等を公表すべき。

3) 実務経験審査

- 原則として、建築士事務所における実務経験とし、管理建築士等が証明することとすべき。

工事監理業務の適正化について

1. 工事監理の定義（規定）について （略）

2. 工事監理業務の課題

1) 工事監理段階で生じている課題

- 業務報酬基準（告示1206号）に標準業務として定める「工事監理等」に基づき、実際に行われている業務には、建築士法に定める工事監理業務及びこれに附随する業務（工事の契約及び指導監督）のほか、工事施工段階で行われる設計業務が、相当の業務量で混在する実態との指摘。
- 限られた「工事監理等」の業務報酬のなかで、工事着手後の設計業務が優先される結果、工事を設計図書と照合するという工事監理業務が、残された業務報酬で実施可能な範囲でしか行われていない実態があるとの指摘。
- 建築主が十分な報酬を支払わないことから、結果として十分な工事監理がなされていない状況も相当数あるとの指摘。

2) 原因として考えられる事項

① 業務報酬基準（告示1206号）の課題

- 業務報酬基準に定める「工事監理等」には、設計行為の一環として設計者が行うことが合理的と思われる業務が含まれており、これが設計業務と工事監理業務の適切な役割分担や責任関係を混乱させる一つの要因。

② 設計実務上の課題

- 工事着手時点で施工の実現性を担保する情報が満たされていない、いわば「未確定の設計図書」を補うための設計行為の存在と、本来であれば追加業務として行うべき設計変更業務に十分な報酬が支払われていないことのいずれもが、十分な工事監理が行えない要因となっているとの指摘。

3. 工事監理業務の充実に向けた、今後の方向性

1) 業務報酬基準（告示1206号）の見直し（標準業務内容）

- 現在の業務報酬基準に定める「工事監理等」について、工事監理の充実の観点から、以下の方針で整理を行うべき。
 - ・ 建築士法で定める工事監理業務（狭義の工事監理）
 - ・ 工事監理に附随するその他の業務（建築工事の契約に関する事務及び指導監督）
 - ・ 工事施工段階で行うことに合理性がある設計業務
 - これと併せて、「設計」の標準業務とは、「建築主の要求や法適合性のみならず、施工の実現性も満たした実施設計図書を作成すること」と位置づけるべき。
 - こうした標準業務内容の見直しに併せて、建築士関係の団体により、いわゆる四会連合協定規約約款・業務委託書の見直しを行うことが望まれる。
- ### 2) 業務報酬基準（告示1206号）の見直し（業務量）

- 一定水準の工事監理を行う場合の標準業務量を定めるべき。
- 3) 工事監理のマニュアル（ガイドライン）の策定
- 具体的に照合する部位、抽出方法、具体的な照合方法の詳細等について定めた工事監理業務のマニュアル（ガイドライン）を策定すべき。
- 4) 中間検査・完了検査申請書における工事監理の状況報告の充実
- 完了検査等の際に提出される工事監理の状況報告書の記載を充実させるべき。

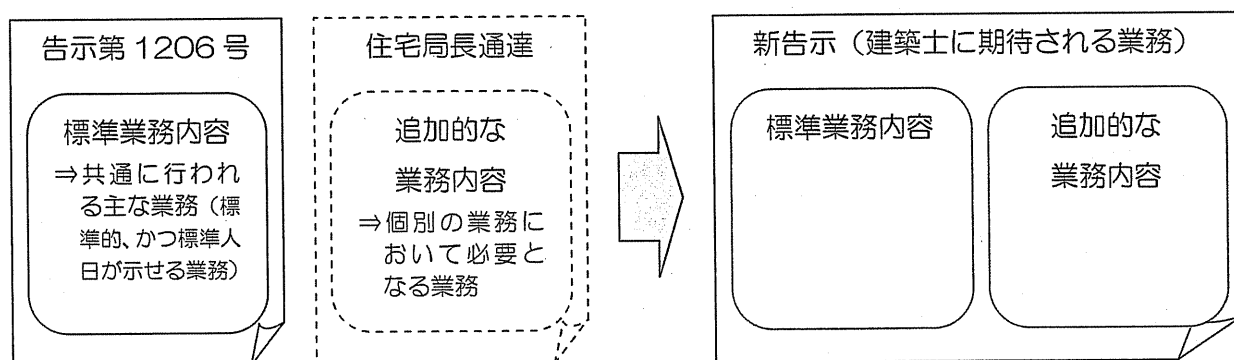
業務報酬基準（告示1206号）の見直しについて

1. 基本的考え方について

- 「建築主が容易に理解できる業務報酬基準体系とすること」を基本とし、業務報酬基準の見直しを行うべき。

2. 標準業務内容の見直しについて

- 告示1206号と住宅局長通達を融合させ、人・日略算表の対象となる「標準業務」と対象とならない「追加的な業務」（の例示）を明記する方式に見直すべき。



- 四会契約約款・業務委託書との整合を図りつつ、標準業務内容を修正することとすべき。

3. 業務量の略算表の見直しについて

- 業務量の略算表について、以下の方向で整理を行うべきである。
 - 1) 建築物の用途等による類別について
 - ・ 現行の類別について、施設類型を詳細化し、サンプル抽出、実態調査を行う。
 - ・ 意匠・構造・設備の実情に応じた補正を行えるよう、その考え方を示す。
 - 2) 工事費の別を床面積の別に改めることについて
 - ・ 業務量の根拠となる建築物のイメージを、出来る限りわかりやすく示す。
 - 3) 構造・設備を区分して示すことについて
 - ・ 意匠・構造・設備・これらを統轄する業務に区分して業務量を示す方向で実態調査を行う。

4. 業務報酬基準（告示１２０６号）における工事監理業務の充実について

- 一定水準の工事監理を行う場合の標準業務量を定めるべき。[再掲]

5. その他

- こうした見直しの方向性を踏まえ、業務報酬基準の実態調査を行ったうえで、業務報酬基準の改訂を行うべき。
- 今回の改正建築基準法の施行に伴う業務量の影響について考慮すべき。
- 業務量の示し方については、人日ではなく、詳細に人時で示す方向で検討すべき。
- 定期的に業務報酬基準の見直しを行うべき。

建築士事務所が加入する設計賠償責任保険の充実について

1. 現行の保険制度の課題

- 保険金支払いの対象事故が、建築物の滅失・毀損に限定されている（設計ミスが明白でも建築物に滅失・毀損が生じていない場合は支払われない）等の課題が指摘。

2. 今後の方向性

- 設計・工事監理契約締結前の重要事項の説明時に交付する書面や設計・工事監理契約締結時に交付する書面において、建築士事務所の賠償責任に関する保険についてその加入の有無を記載することを義務付けるべき。
- 建築物の滅失・毀損に限定されている現行の保険の商品性の向上について、各団体とも協力の上、検討を進めるべき。